

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	四六	○指定管理者を募集する件	四九
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	四六	○介護老人保健施設の開設を許可した件	四三〇
○土地改良事業計画を適当と決定した件	四九	○臨時種畜検査を実施する件	四三〇
○土地改良事業計画を変更すること	四九	福 島 県 警 察 本 部	
同意した件	四九	○一般競争入札を行う件	四三〇
公 告		正 誤	
		○平成二十年三月二十八日付け定例第千九百六十五号中	四三
		○平成二十年六月十三日付け定例第千九百八十七号中	四三

告 示

福島県告示第四百八十九号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十年七月一日救急病院として認定した。
 平成二十年七月八日

名称	所在地	福島県知事	佐藤 雄 平
医療法人社団茶畑会 立谷病院	相馬市沖ノ内三丁目五一―一八	認定有効期限	平成二十三年六月三〇日

(医療看護課)

福島県告示第四百九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年七月八日から平成二十年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十年七月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 コジマNEW方木田店 福島市方木田字南島九番三ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者

名称	有限会社かわよし商事
代表者の氏名	代表取締役 河戸 好一
住所	福島市大森字丑子内七十番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称	株式会社コジマ
代表者の氏名	代表取締役 小島 章利
住所	栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十一年二月二十六日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 三千二百九十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置	別紙図面のとおり
(二) 収容台数	百三十四台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置	別紙図面のとおり
(二) 収容台数	九十五台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置	別紙図面のとおり
(二) 面積	百四平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置	別紙図面のとおり
(二) 容量	三十七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻	午前九時
----------	------

- (二) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 二か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
平成二十年六月二十五日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項で準用する同法第八条第一項の規定により、飯舘村が大森地区に係る農山漁村活性化プロジェクト交付金事業(基盤整備)を行うための土地改良事業計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
 - 1 土地改良事業計画書の写し
 - 2 条例の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年七月九日から (二十日間)
同 月二十八日まで
- 三 縦覧の場所
相馬郡飯舘村役場

(農村計画課)

福島県告示第四百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、須賀川市が前田川地区基盤整備促進事業(農道)に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十年六月二十六日同意した。

平成二十年七月八日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公 告

公告第三百六十六号

福島県男女共生センター条例(平成十二年福島県条例第十九号)第四条の規定により福島県男女共生センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十年七月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 公の施設の概要

- 1 名称 福島県男女共生センター
- 2 所在地 福島県二本松市郭内一丁目百九十六番地の一
- 3 規模
 - (一) 敷地面積 一万六千三百七十六・八九平方メートル
 - (二) 建築面積 二千九百九十九・三九平方メートル
 - (三) 延床面積 六千九百九十九・八五平方メートル

二 指定管理者が行う業務

- 1 男女共同参画社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供並びに調査研究に関すること。
 - 2 男女共同参画社会の形成の促進に関する講演会、講習会、研修会等の開催及び相談に関すること。
 - 3 男女共同参画社会の形成の促進に関して行う交流活動の支援に関すること。
 - 4 福島県男女共生センターの施設及び附属設備の利用に関すること。
 - 5 1から4までに掲げるもののほか、福島県男女共生センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。
 - 6 福島県男女共生センターの維持管理に関すること。
 - 7 福島県男女共生センターの使用の承認に関すること。
 - 8 福島県男女共生センターの施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関すること。
 - 9 その他知事が別に定める業務に関すること。
- 三 指定管理者の指定予定期間
平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(五年間)
- 四 業務に係る経費
業務に係る経費に充てるため、指定管理者は利用料金を自己の収入として収受するものとし、及び県は指定管理者に委託料を支払うものとする。
- 五 申請の資格
福島県内に本店、支店、営業所、事業所等(支店、営業所、事業所等については、契約権限があるものに限る。)を置く法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、募集要項に示す条件に該当するものとする。
- 六 申請の手続

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間

平成二十年七月八日(火) から同年九月八日(月) まで(土曜日、日曜日及び同年七月二十一日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで

(二) 配布場所

九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/danjo/>) からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

平成二十年七月十八日(金) 午後一時三十分から福島県男女共生センター第三研修室において、説明会を行う。

3 質問書

福島県男女共生センターの指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年七月十八日(金) から同年八月六日(水) まで

(二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 1の(二)の福島県のウェブページに掲載する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部(正本一部及び副本一部)

(三) 提出期間 平成二十年八月二十日(水) から同年九月八日(月) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先で郵送又は持参すること(郵送による場合は、書留郵便によることとし、(三)の提出期間内に必着のこと。)

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号) 第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県生活環境部生活環境総室人権男女共生課(福島県福島市杉妻町二番十六号)

福島県庁西庁舎八階 電話〇二四一五二一七七八八 ファクシミリ〇二四一五二一

七八八七 メールアドレス jinken@pref.fukushima.jp

公告第三百六十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成二十年七月八日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日
介護老人保健施設三春南東北リハビリテーション・ケアセンター	田村郡三春町大字山田字クルミヤツ三三三	財団法人脳神経疾患研究所	郡山市八山田七丁目一一五	平成二〇年七月一日

(高齢福祉課)

公告第三百六十八号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成二十年七月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 検査対象種畜

疾病その他やむを得ない事由によつて独立行政法人家畜改良センターが平成二十年に行つた定期種畜検査を受けることができなかった牛、馬及び豚の雄であつて、種付け又は家畜人工授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供しようとするものに限る。ただし、豚にあつては、家畜人工授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供しようとするものに限る。

二 検査の期日及び場所

平成二十年七月二十八日から平成二十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する期日及び場所とする。

(畜産課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第35号

保管場所管理システム端末機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年7月8日

福島県警察本部長 久保潤二

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 保管場所管理システム端末機器 15式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）

(2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指定停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年7月15日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年7月22日（火）午後1時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札

保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

印 記

ペーシ	録 行	印	記
-----	-----	---	---

○平成二十年三月二十八日付け定例第九百六十五号中

二〇九	上 一七	福島県告示第三百四十七号	福島県告示第三百四十七号
-----	------	--------------	--------------

○平成二十年六月十三日付け定例第九百八十七号中

三八〇	下 後ろか ら四	作田	作田
三八三	上 八	平成20年11月28日	平成20年11月10日